

国指定文化財の指定等について

1 国指定史跡の追加指定

国の文化審議会（会長：島谷弘幸^{しまたにひろゆき}）は、令和 6 年 12 月 20 日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」^{しもてらおかんがいせきぐん}「下寺尾西方遺跡」^{しもてらおにしかたいせき}（茅ヶ崎市）について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申し、令和 7 年 3 月 10 日（月曜日）付け官報において、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」^{しもてらおかんがいせきぐん}「下寺尾西方遺跡」^{しもてらおにしかたいせき}（茅ヶ崎市）について指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。

また、令和 7 年 6 月 20 日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「小田原城跡」^{おだわらしょうあと}（小田原市）について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申しました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で 73 件（史跡 60 件、史跡及び天然記念物 1 件、名勝 4 件、名勝及び史跡 2 件、天然記念物 6 件）となります。

[令和 6 年 12 月 20 日答申、令和 7 年 3 月 10 日官報告示]

※答申については令和 6 年度第 3 回審議会にて報告済み

下寺尾官衙遺跡群^{しもてらおかんがいせきぐん}（写真①～⑤）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 549 番 2 ほか 87 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 27 番外 6 筆（追加指定地）

指定面積 61,670.57 m²（うち今回追加指定面積 1,290.96 m²）

概要 神奈川県東部に所在する相模国高座郡家^{さがみのくにたかくらぐうけ}と考えられる官衙遺跡群。既指定地の北東部には 7 世紀末から 8 世紀中葉まで 2 期に亘り変遷した郡^{ぐん}庁^{ちやう}や正倉^{しょうそう}、南部には七堂伽藍跡^{しちどうがらんあと}と呼ばれる郡寺^{ぐんでら}があり、郡家を構成する諸施設から成る。今回、条件の整った既指定地に近接している 5 地点（うち 3 地点は下寺尾西方遺跡^{しもてらおにしかたいせき}と重複）を追加指定する。

下寺尾西方遺跡^{しもてらおにしかたいせき}（写真③～⑤）

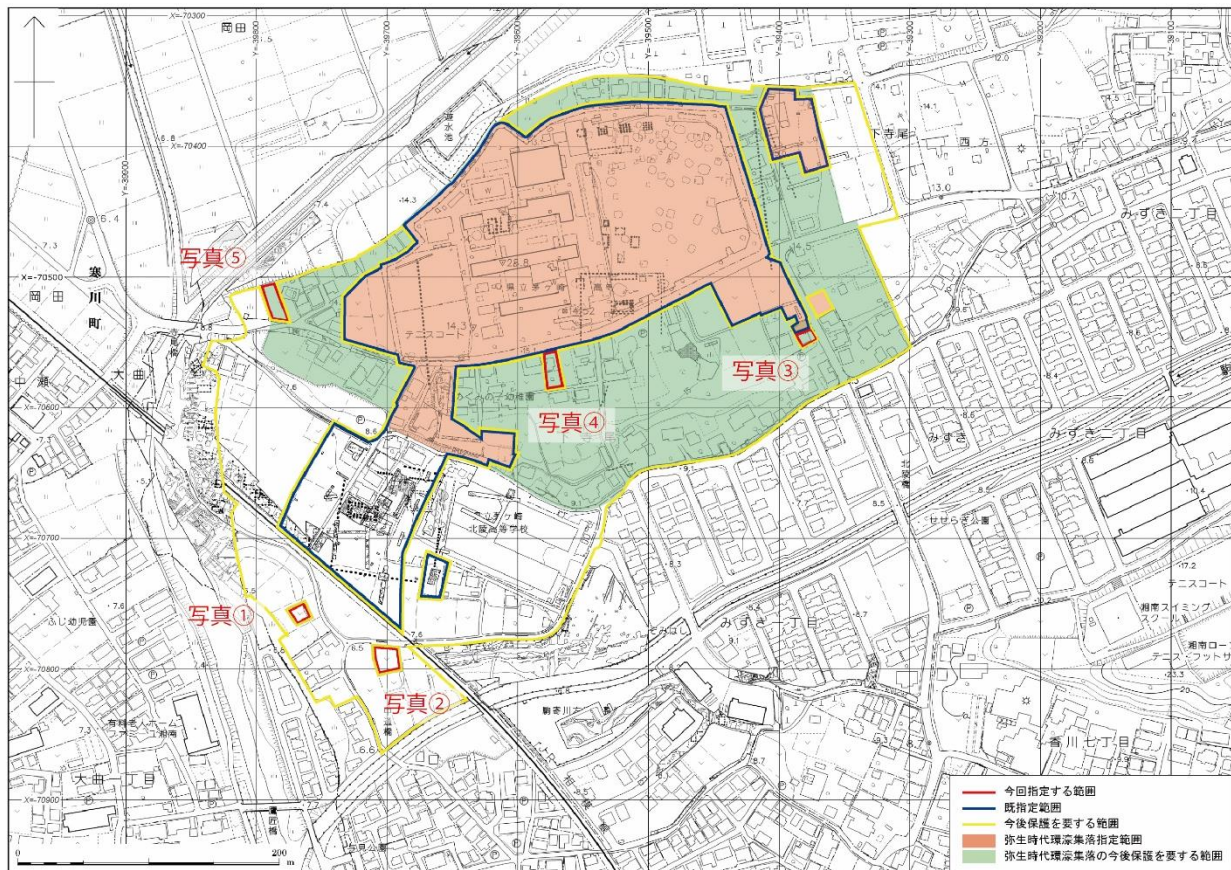
所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 341 番 1 外 54 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 342 番 6 外 3 筆（追加指定地）

指定面積 50,577.46 m²（うち今回追加指定面積 743.96 m²）

概要 本遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落跡^{かんごう}で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となる。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化への実態を知ることができる。南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡である。今回、条件の整った既指定地に近接している 3 地点（下寺尾官衙遺跡群^{しもてらおかんがいせきぐん}と重複）を追加指定する。

追加指定地の位置図



追加指定地の写真



写真①（北東から）



写真②（北東から）



写真③（北東から）



写真④（北東から）



写真⑤（南東から）

[令和7年6月20日答申]

小田原城跡（写真①～⑦）

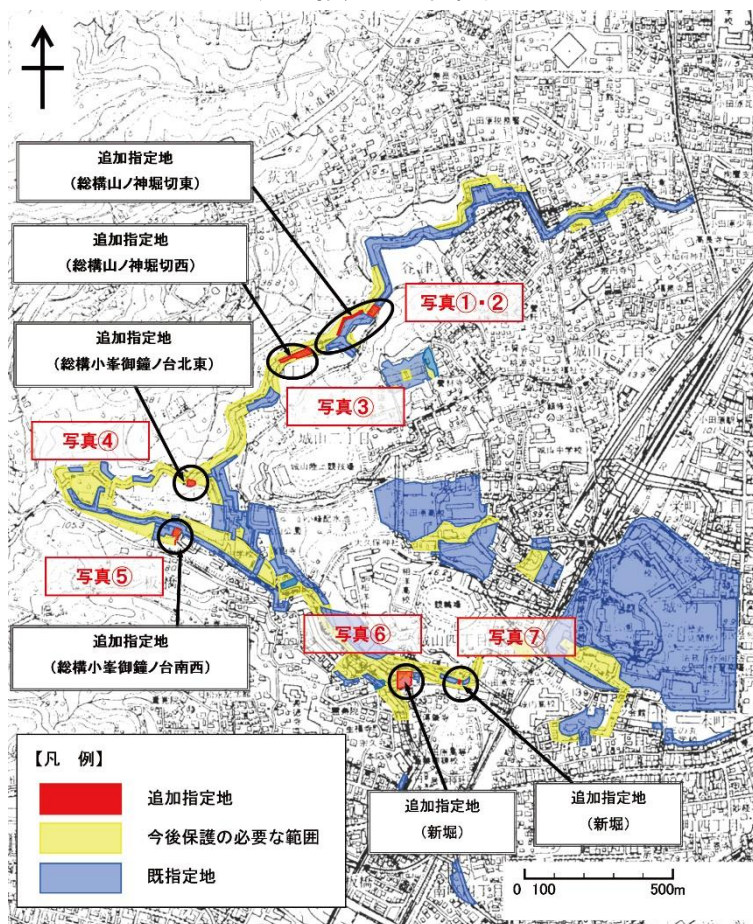
所在地 小田原市城内 900 番 1 外 591 筆（既指定地）

小田原市谷津字山神 259 番 15 外 14 筆（追加指定地）

指定面積 309,567.17 m²（うち今回追加分 4,456.49 m²）

概要 戦国時代、小田原北条氏が関東支配の中心拠点として整備・拡張した城跡。小田原北条氏滅亡後、大久保氏他の譜代大名が城主となり、関東地方の入口の防御の要として江戸時代を通じて重視された。今回、総構の土塁と堀にあたり、既指定地に隣接する 6 地点 7 か所 15 筆を追加指定する。地点名は次のとおり。総構山ノ神堀切東（2 か所）、総構山ノ神堀切西、総構小峯御鐘ノ台北東、総構小峯御鐘ノ台南西、新堀 2 地点（2 か所）

追加指定地の位置図



追加指定地の写真



写真① そうがまえやまのかみほりきりひがし
総 構 山ノ神堀切 東



写真② そうがまえやまのかみほりきりひがし
総 構 山ノ神堀切 東



写真③ そうがまえやまのかみほりきりにし
総 構 山ノ神堀切西



写真④ そうがまえこみねおかねのだいほくとう
総 構 小峯御鐘ノ台北東



写真⑤ そうがまえこみねおかねのだいなんせい
総 構 小峯御鐘ノ台南西



写真⑥ しんほり
新堀



写真⑦ しんほり
新堀

2 国登録有形文化財（建造物）の新規登録及び登録抹消

文部科学省は、令和7年3月13日（木曜日）付け官報において、「茅ヶ崎館浴室棟」の登録を抹消した旨の告示を行いました。

また、国の文化審議会（会長：島谷弘幸^{しまたにひろゆき}）は、令和7年3月21日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て「旧松野家住宅主屋^{きゅうまつのけじゅうたくおもや}」（横浜市磯子区）ほか4件（計3箇所）を、令和7年7月18日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て「観山亭主屋^{かんざんていおもや}」（箱根町）ほか1件（計1箇所）を、登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に対して答申しました。

答申のとおり告示されると、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で345件（177箇所）になります。

[令和7年3月13日告示]登録抹消（解体による）

茅ヶ崎館浴室棟^{ちがさきかんよくしつどう}（平成21年1月8日登録）

所在地 茅ヶ崎市中海岸

所有者 個人

建築年代 大正15年頃

特徴等 湘南海岸を望む高台に建つ明治32年創業の老舗旅館で、映画監督・小津安二郎が定宿としていたことでも知られる。広間棟の広間は30畳大で軽快な意匠の座敷飾りを備え、南西側に中二階棟、南東に長屋棟を配して中庭を囲む。広間棟後方の浴室棟（※）は数寄屋風意匠でまとめている。

※ 同敷地内に所在する「茅ヶ崎館広間棟」「茅ヶ崎館中二階棟」「茅ヶ崎館浴室棟」のうち、「浴室棟」が解体により登録抹消となった。また、「長屋棟」は令和6年3月6日付け告示にて、既に登録抹消となっている。

[令和7年3月21日答申]

旧松野家住宅主屋^{きゅうまつのけじゅうたくおもや}

旧松野家住宅表門及び塀^{きゅうまつのけじゅうたくおもてもんおよ へい}

所在地 横浜市磯子区^{たまがしら}滝頭

所有者 個人

建築年代 主屋：昭和5年／昭和47年増築

表門及び塀：昭和7年頃

数量 2件（1箇所）

特徴等 主屋は、堀割川の西に位置する地主の本宅。敷地中央に南面して建つ寄棟造^{よせむねづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}の平屋建で、正面東寄りに入母屋造の玄関を付す。内部は南西のオクノマ八畳に床構えを備え、屋建で、正面東寄りに入母屋造の玄関を付す。内部は南西のオクノマ八畳に床構えを備え、^{いりもやづくり}玄関の東にチャノマ、北にダイドコロを配す。床^{とこがまち}框^{したん}に紫檀など吟味し、良材を用いた近代和風住宅。

表門及び塀は、主屋玄関の南、引込み路に南面して開く。表門は切妻造^{きりづまづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}で二段に^{うでぎ}腕木^{うでぎもん}を重ねる腕木門。両脇に延びる塀は^{さんがわらぶき}棧瓦葺^{うでぎ}で、表門と揃えて二段に腕木^{うでぎ}を重ね、門両脇の腰を^{たていたばり}豎板張^{たけめいたうち}に竹目板打とする以外は^{したみいたばり}下見板張とする。敷地南面の歴史的な景観を整える表門と塀。

基 準 主屋：登録有形文化財登録基準 2 号該当（造形の規範となっているもの）
 表門及び塀：登録有形文化財登録基準 1 号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



旧松野家住宅主屋



旧松野家住宅表門及び塀

こう ぼ け じ ゆ う た く て ん ぽ け ん お も や
幸保家住宅店舗兼主屋

こう ぼ け じ ゆ う た く い し ぐ ら
幸保家住宅石蔵

所 在 地 横須賀市東浦賀

所 有 者 個人

建 築 年 代 店舗兼主屋：大正 14 年／令和 6 年改修

石蔵：大正 4 年

数 量 2 件（1 箇所）

特 徴 等 浦賀湾東側の街路に西面して建つ、元米穀商の建物。

店舗兼主屋は、二階建^{よせむねづくりさんがわらぶき}寄棟造^{げ や}棧瓦葺で正面に下屋を付す。一階内部は前土間で、繊細な格子戸を建て、奥に二室を配す。二階は二室で表側を十畳^{とこがま}の床構え付き座敷とする。窓に手摺を付し港町の風情を伝える貴重な町家。

石蔵は、主屋の南隣に立つ米蔵。切妻^{きりつまづくりさんがわらぶき}造^{はちまき}棧瓦葺で鉢巻を含め、外壁全面に長尺の房州石^{ぼうしゅういし}を積上げた木骨石造^{もっこつせきぞう}建築。北面に戸口を設け、各階一室で木造軸組^{つかたて}と束立の和小屋を現し、一階土間の内壁に荷擦木^{にずりぎ}を打付ける。店舗兼主屋と一連で、浦賀の往事の景観を今に伝える。

基 準 登録有形文化財登録基準 1 号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



幸保家住宅店舗兼主屋



幸保家住宅石蔵

きゅうやまかわけじゅうたくおもや
旧山川家住宅主屋

所在地 中郡二宮町二宮

所有者 個人

建築年代 昭和 18 年／昭和 45 年頃・平成 10 年頃改修

数 量 1 件（1 箇所）

特 徴 等 二宮駅から海岸に通じる緩やかな坂道に東面する日本画家山川秀峰^{やまかわしゅうほう}の住宅。木造二階建、切妻造^{きりづまづくり}のシンプルな外観で、かつて海を望んだ南側に画室や居室を並べる。画室は和小屋を現し、一部丸竹詰張^{まるたけつめばり}の天井を張るなど、民家風の趣味を取入れた貴重な吉田五十八^{よしだいそや}作品。

基 準 登録有形文化財登録基準 2 号該当（造形の規範となっているもの）



旧山川家住宅主屋

[令和7年7月18日答申]

かんざんていおもや
観山亭主屋

かんざんていゆどの
観山亭湯殿

所在地 足柄下郡箱根町強羅

所有者 宗教法人世界救世教

建築年代 主屋：昭和21年／昭和25年増築、平成10年頃改修

湯殿：昭和22年

数量 2件（1箇所）

特徴等 主屋は、名勝神仙郷しんせんきょうの創設者岡田茂吉おかだ もきちの住宅主屋。敷地中央西寄りに建ち、玄関・座敷・仏間の北に吉田五十八設計よしだい そやで寝室及び書斎を増築。こけら葺かंकこうばいの緩勾配屋根と下屋が庭園と調和する。岡田の生活の様相を伝え、三面を開口とする書斎など増築部は吉田作品としても貴重。

湯殿は、主屋の西に位置する浴室棟。東から化粧室・脱衣所・浴室を配し、屋根はこけら葺で棟高を変える。化粧室は畳敷で庭側に開口を開け、浴室は床中央を木煉瓦敷とし、大理石の浴槽を据える。庭に面した開放的なつくりの浴室棟で、吉田五十八による秀作の一つ。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



観山亭主屋



観山亭湯殿

